

都市公園における防犯カメラ設置許可基準

- 1 都市公園内に設置する防犯カメラは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条第 7 項（管理施設その他これらに類するもの）に該当するものとし、設置許可を行う際の基準を以下のとおり定める。
- 2 市長は、「都市公園にかかる設置、管理及び占用許可取扱要綱」第 2 条の規定によるほか、次の各号のすべてに該当すると認めたときは、設置許可することができる。
 - (1) 国、地方公共団体、学区連絡協議会、商店街振興組合、防犯協会、町内会その他これらに準ずる団体が、地域における犯罪の防止目的のために設けるものであること。
 - (2) 撮影範囲は、専ら公園区域内であること。ただし、以下の事情により公園外の区域が撮影範囲に含まれることを妨げない。
 - ア 特定個人が識別できない程度に、背景として写ることが避けられない場合
 - イ 公園外から公園内の不法投棄その他公園に対する犯罪行為の防止の観点から、公園外の公共空間を併せて撮影する必要がある場合
 - (3) 前号の規定によらず、公園における犯罪防止の観点から、公園に隣接する道路上を撮影する必要がある場合は、当該道路上を撮影範囲とする。
 - (4) 防犯カメラの設置及び利用におけるプライバシーへの配慮、適切な画像管理は設置者の責任において行うこととし、以下の条件を満たすこと。
 - ア 学区連絡協議会、商店街振興組合、防犯協会、町内会その他これらに準ずる団体が設置する場合は、当該団体の防犯カメラの利用基準の内容が、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に合致している旨スポーツ市民局長の認証を受けること。
 - イ 国、地方公共団体が設置する場合は、プライバシーへの配慮、画像の管理方法等を定めた設置者の内規等を遵守すること。
 - (5) 防犯カメラの設置は、以下のすべての条件を満たす場合、公園内の既設の工作物（樹木を除く。）、建築物又は施設（以下「既設工作物等」という。）に添加

することができる。

ア 既設工作物等の管理に著しい支障がないこと。

イ 既設工作物等の強度、機能、及び安全性に支障がないこと。

ウ 防犯カメラの添加やその付属施設の設置が他の公園利用の支障とならないこと。

エ 既設工作物等の管理者の同意、了承、若しくは許可を得ること。

オ 既設工作物等が「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」等に基づき、補修、更新を予定しているものでないこと

カ 既設工作物等のうち、公園灯についてはアからオに定める場合のほか、以下の条件を満たす場合に限り添加することができる。

(ア) 添加する機器は防犯カメラ本体とその取付器具等の支持物に限ること。

(イ) 添加予定の公園灯が、植栽内等他の公園利用に支障のない位置に設置されていること。

(ウ) 添加予定の公園灯に分電盤等の他の機器が添加されていないこと。

(エ) 添加予定の公園灯に地際部の腐食、亀裂等がなく健全な状態であること。

キ 既設工作物等のうち、公園灯等の柱類、その他公園管理者が必要と認める工作物に防犯カメラを添加する場合は、防犯カメラを添加した場合における当該工作物の強度について、風圧その他外力に対する強度を確認できる書類（以下「強度計算書」という。）を添付させること。ただし、「名古屋市緑政土木局工事共通構造図」に示された標準的な公園灯に添架する場合に限り、防犯カメラのサイズ、設置位置等が以下の条件下である場合は強度計算書の添付を省略することができる。

受圧面積 0.03 平方メートル以内、高さ 3～3.5 メートル、重量 3 キログラム以内

(6) 防犯カメラの設置方法は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラを設置するために設けられる柱は、その構造について倒壊等のおそれを生じ、又は公園施設の保全若しくは公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすことがないようにすること。

イ カメラの取り付けは、各メーカー推奨の取付け方法により堅固で落下等のお

それのないようにするほか、その取り付けにより柱等工作物の倒壊等のおそれを生じ、又は公園施設の保全若しくは公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすことがないようにすること。

ウ 防犯カメラは制御装置や記録装置が一体となったものを原則とするが、やむを得ずこれらを別置とする場合には、公園施設の保全若しくは公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすことがないようにすること。

エ 防犯カメラの最下部と地面との距離は原則として3メートル以上とし、防犯カメラの最上部と地面との距離は原則として3.5メートルを超えないこと。

(7) (5) キにおいて公園灯に添加する場合の強度計算書は以下の条件で作成することとする。

ア ポール高6メートルを超えるものについては設計風速 毎秒 60 メートル

イ ポール高6メートル以下のものは設計風速 毎秒 50 メートル

ウ ポール：JIL1003：2009「照明用ポール強度計算基準」

エ 基礎：JIL1003：2009「照明用ポール強度計算基準」に参考資料として掲載されている簡易ケーソン式による基礎の安定計算又は、「構造計算便覧」(昭和52年3月23日第2版第4刷)に掲載されている「基礎の転倒沈下計算」

(8) 防犯カメラの設置に伴う電源の供給については、原則として既存の引込みとは別の引込みを使用するものとし、次の取扱いをすること。

ア ケーブル類については、やむを得ない場合を除き、地下に設けることとし、その頂部と地面との距離は、60センチメートル(重量物が通る場合は120センチメートル)以下としないこと。また、埋設表示を行うこと。

イ やむを得ず、ケーブル類を埋設できない場合、そのケーブル等が公園の広場や園路上空を通過することがなく、樹木剪定等、公園の維持管理作業の支障とならないこと。

ウ 別引込みにあたり、必要な場合は引込み柱を設けることができる。

- (9) 防犯カメラの設置又は電気代を含む管理にかかる費用は設置者の負担とし、既設工作物等に防犯カメラを添加する場合であっても、同様に負担すること。

また、防犯カメラの電源を公園施設から供給する場合は、防犯カメラへの電力供給のために、公園全体の電気需給契約を変更する必要のない公園に限ること。

- (10) 防犯カメラを設置していること及び、設置者名を見えやすい場所に明示すること。明示を既設工作物等に直貼りする場合は、剥離式シートを使用すること。

また、その素材は難燃・耐候材料とし、撤去時に既設工作物等の表面を損傷、糊残りしないものとする。また、明示を撤去する際に既設工作物等を損傷等した場合は設置者により原形復旧すること。

3 防犯カメラの設置許可申請を行う際には「都市公園にかかる設置、管理及び占用許可処理要綱第2条第2項にかかわらず、以下の書類を添付すること。

- (1) 学区連絡協議会、商店街振興組合、防犯協会、町内会その他これらに準ずる団体が設置する場合

添付書類の名称	添付書類の内容説明
平面図	・公園全体平面図に設置位置を示したもの。 ・設置する防犯カメラの撮影範囲を明記すること。
構造図（カタログ等）	・立面図、断面図、防犯カメラ及び付属施設の仕様・材質等がわかるもの（防犯カメラの大きさ（受圧面積）、重量、設置の高さを明記すること）。 ・メーカー推奨の取付け方法を確認できる資料
工事方法等	・工事の内容、工事区域及び面積がわかる図面又は書類
強度計算書	・公園内の施設に添加する場合はカメラが添加される施設の強度計算書を添付すること (強度計算書が不要な場合) 受圧面積 0.03 平方メートル以内、高さ 3～3.5 メートル、重量 3 キログラム以内
添加先施設の管理者の同意書	・公園管理者以外が設置する施設にカメラを添加する場合に添付すること。
管理方法	・物件の管理又は運営方法がわかる資料 ※スポーツ市民局交付の補助金を活用して設置する場合は不要とする。

スポーツ市民局長の認証書	・スポーツ市民局より交付される「ガイドラインに合致していることをスポーツ市民局が確認した書類」
現況写真	・設置する場所の状況が分かる写真 ・公園内の施設に添加する場合は、カメラが添加される施設の状況が分かる写真
その他公園管理者が指示する書類	・必要に応じ次の書類の添付を求める。 ※スポーツ市民局交付の補助金を活用して設置する場合、①及び②は不要とする。 ①資金計画、管理体制などが確認できる書類 ②設置する区域住民の合意を確認できる書類（議決書、同意書） ③撮影範囲に含まれる土地所有者の同意書

※スポーツ市民局交付の補助金：街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）

（２）国、地方公共団体が設置する場合

- ・（１）に定める添付書類（ただし、「スポーツ市民局長の認証書」に代え、プライバシーへの配慮、画像の管理の方法に関する設置者の規定を添付すること。）
- ・「その他公園管理者が指示する書類」のうち、①及び②は不要とする。